

構成員からの意見等

- 8-1 小西座長意見等
- 8-2 松坂構成員意見等
- 8-3 久保構成員意見等
- 8-4 中島構成員意見等

第3回犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会
における厚生労働省説明に対する質問事項

小西 聖子

- 1 臨床心理士あるいは心理技術者が精神科外来通院者に保険診療で行える心理療法について確認したい。それはない、ということによいか。
- 2 PTSD に対する認知行動療法は保険診療外であり、現在日本で行われている定式化された持続エクスポージャー法 (PE) については、自費診療しか道はないということによいか。

松坂構成員意見

犯罪被害者等への心理療法の費用の公費負担について検討を進めるにあたり、今後、誰に対し、誰が、どのような心理療法を、提供するのか、その費用は、どういう仕組みにおいて提供されるのか等について検討が必要であると考え。以下に論点となり得る事項について参考列記した。

(論点)

1、 当該心理療法サービスを受けるための資格要件について

犯罪被害者のうち、どういう人たちを対象者として認知するのか

① 罪名による切り分け

全ての被害者というわけにはいかない。

それでは、いかなる犯罪に限定すべきか

犯給法と平仄を合わせるか→死亡、重傷病又は障害

それとも独自の切り分けをするか

罪名での切り分けもありうる

② 何らかの手続きを要件とするか

被害届の提出を求めるか、加えて、それ以外にも、加害者が逮捕、勾留、

起訴等されることをも求めるのか

後者の場合、本来のあるべき被害者支援の目的と乖離する場面をどのように克服すべきか

それとも、傷病の程度で切り分けるか、この場合は診断書を求めることになる

③ 誰が、その要件具備を審査するのか

各地の公安委員会か

警察庁指定にかかる犯罪被害者等早期援助団体はどうか

2、 当該心理療法を提供する側の資格要件について

精神科医師以外にいかなるカウンセラーを有資格者と認知するのか

① 届出・登録制

一定の要件を具備したカウンセラー（団体もしくは個人）の届出・登録に基づく名簿のようなものをイメージして、その中に該当するカウンセラーは有資格者と認知する方法

② 指定制

国側が一定の要件を定めて、その要件を具備したカウンセラーを一方的に指定する方法

③ それ以外

3、 提供される当該心理療法の内容について

例えば、当該カウンセラーが必要であると判断する一定の心理療法を（例えば）10回若しくは20回を上限に無料で受診できる、というようなもの

4、 どういう仕組みで当該心理療法の費用が支出されるべきかについて

- ① 自己負担で心理療法を受けて、後日しかるべき担当機関に申告して費用を償還してもらう方法→被害者の負担が大きいという難点あり
- ② しかるべき担当機関の審査を受けて、当該心理療法を受けられる証明書のようなものを発行してもらい、それを持参して当該心理療法を受ける。費用は、当該心理療法を施術したカウンセラーから担当機関に請求するという方法

5、 いかなる機関が国費支出という役割を担当するのかについて

既存の機関かそれとも新設する機関か

警察庁指定にかかる犯罪被害者等早期援助団体はどうか

6、 別の観点から健康保険制度の枠内での一考察

現在の健康保険制度を一部改正して運用する方法

具体的には、当該心理療法の点数を増額させ、同時に、臨床心理士の資格を国家資格化するとともに、一定の心理療法について保険適用とする方法。3割負担部分は自己負担であるが、相当程度は救済されることが期待できる。

以上

第4回心理療法検討会(H23.12.7)への意見

構成員 久保 潔

<心理療法(カウンセリング)の保険適用について>

心理療法(カウンセリング)の保険適用については、PTSDを含め、厚生労働省の前回と今回の説明資料により、その適用範囲、要件等が相当程度明確になった。

しかし、それはあくまでも現行制度上の施策の範囲内であり、当検討会が議論している今後の可能性や課題を考える上で、必要十分な手がかりとは言えない。

その意味で、心理療法やPTSD等の保険適用について、中央社会保険医療協議会でこれまでにどんな議論が行われてきたか、関係者・機関からどんな要望が寄せられているか等について、適当な機会に可能な範囲で、概略をお示し願いたい。

以上

中島聡美

1. 質問：警察のカウンセリング費用の公費負担の上限について

警察庁資料「(3) 外部委託している精神科医、臨床心理士等の選考基準」について、「原則的には、それぞれが規定する上限回数までは公費負担される」とありますが、通常何回くらいが上限かがわかりましたらご教示ください。